

広報

うらうす

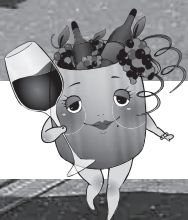
2022
No.695

8

P5・・・子ども盆おどり開催
P21・・・新型コロナワクチン接種のお知らせ



浦白消防演習



浦白町公式SNS



令和4年度 浦臼町政功労者特別表彰者表彰式

7月15日(金)、役場3階あかねホールにおいて町政功労者および特別表彰者の表彰式が行われました。今回表彰を受けた方々の功績は下記のとおりです。



町政功労者

自治部門

椛澤 清治 氏

昭和46年からの39年間消防団に在籍し、平成15年4月からの3年間は第3分団長、平成18年4月からの4年間は浦臼消防団副団長として地域防災に多大なる貢献をされました。

特別表彰

今田 厚子 氏

令和3年12月に産業振興寄付金として多額の寄付をされました。

有料広告

ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%
(固定金利・保証料含む) (平成27年4月1日現在)

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。

※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。

※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。

※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの借換もOK

ふれあいを大切にする
北門信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011

まいたうんTOPICS



札幌交響楽団浦臼公演

6月29日（水）、浦臼町農村センターにおいて「札幌交響楽団浦臼公演」が開催され、町民約130名がクラシック音楽の鑑賞に訪れました。

公演では、ベートーヴェンなどの曲目が披露され、「札幌」の迫力ある演奏に、盛大な拍手が送られました。



チカホプロジェクト2022大作戦！

6月22日（水）、修学旅行の活動として小学校6年生12名が「チカホプロジェクト2022大作戦！」と称し、札幌駅前通地下歩行空間にて特産品販売体験を行いました。

児童たちは事前に作成したポスターを手に、特産品のエゾシカジャーキーやノンアルコールワインなどを歩行者にPRしながら販売し、見事完売となりました。

児童会長の明日見泰地（あすみだいち）さんは「自分の説明を聞いて商品を買ってくれた方がいたことがすごくうれしくて達成感があった」と話していました。



戦没者追悼式

7月15日（金）、桜ヶ丘公園において浦臼町戦没者追悼式が執り行われました。

追悼式では黙とうや献花などを行い、戦没者の冥福を祈りました。浦臼町遺族会の山本要副会長は「戦争の教訓を心に刻み、二度と戦争が起きないように平和を願いたい」と式辞を述べました。



浦臼消防演習

7月3日（日）、ピンネ農業協同組合浦臼支所前駐車場において「浦臼消防演習」が開催されました。

3年ぶりの開催となる演習では、職団員による分列行進に始まり、機械器具点検、一齐放水や団員による、小隊訓練やポンプ車操法を披露しました。

この演習は、消防職・団員相互の連携と協力を図り、消防技術を練磨し、資質向上と士気の高揚並びに地域住民の防火思想の普及徹底を図ることを目的として行っています。

（情報提供 砂川地区広域消防組合奈井江・浦臼支署）

広報うらうす 4月号にて募集を行った「令和4年度町民まちづくり活動応援事業」について、審査を行った結果、「国際交流実行委員会」と「〇〇さんと呼ばうの会」が採択されました。「国際交流実行委員会」（代表者:折坂美鈴氏）が行った活動「ここから・国際交流」について、下記のとおり報告がありましたのでお知らせいたします。

「ここから・国際交流」 vol.1

6月26日（日）、ミャンマーから技能実習生として訪日しているみなさんと初めてお会いすることができました。計画はしていたものの、コロナ禍のため一度も交流することがなく2年が過ぎてしまっていたのです。

この日は大正寺に14名が集まりました。始めに美濃住職の指導で座禅を行いました。ミャンマーでは約9割の人が仏教を信仰しているので、すんなりと取り組むことができました。むしろ私たちの方がドキドキの初体験となりました。

静いつな時間を共有し、雑念を払ったあと(?)は、自己紹介をしました。又又さん、ヤミンさん、スさん、ヤイヤイさん、レさんの5人、国際交流実行委員のメンバー、ゆうあいの郷のスタッフ、全員が「好きなもの、大事なこと」を発表したのですが、国籍、言語、文化は違っても「家族」「平和」「ポテトチップス」「そば・寿司」など共有できるものが多く、ちょっと嬉しかったです。ちなみにミャンマー人の名前に「姓」はありません(ここは日本と違う)。

そして、そのあと「お習字」に取り組みました。「犬」と「平和」の文字に挑戦。彼女たちが来日後、ミャンマーでは軍事クーデターが起きました。母国に住む家族を心配しているという言葉も聞かれ、平和実現の思いを込めて筆を持ったのでした。

最後に新聞紙を使ったバッグ作り。参加者全員悪戦苦闘、お互いにサポートしあいながら素敵なマイ・バッグを完成させました。

やや盛りだくさんのプログラムでしたが時間が過ぎるにつれ、気持ちが通うようになった気がします。日本に来ているんなところに行ってみたかったという話も聞かれました。慣れない日本での暮らしに加え、母国の政変、コロナと辛いことが多かったらうなと思います。一緒に来てくれたゆうあいの郷スタッフは「彼女たちはとてもまじめにがんばって働いてくれる。」と言っていました。残り1年、さらに交流を深められたらと願っています。次回は8月17日(水)、金剛寺の灯籠流しに、浴衣を着て参加する予定です。

(国際交流実行委員 加藤友子)



有料広告

あなたの
福みに
コタエを
出します

面談 完全無料
電話相談 0125-22-8373
相談予約ダイヤル 平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

気軽に
電話で相談 011-281-8686 1回15分
相談無料

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

「広報うらうす」に広告を載せてみませんか?

広告主募集中

1号広告 縦4cm×横15cm 4,000円

2号広告 縦4cm×横7cm 2,000円

お問い合わせ 役場総務課企画係

こども盆おどり開催

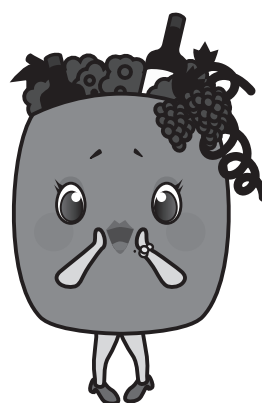
日時 8月14日(日) 午後6時～

場所 役場前駐車場(雨天時 役場3階あかねホール)

※開催場所の変更は防災無線で周知いたします。

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止する可能性があります。

◎先着300名様におやつを用意しています。



みんなきてね～♪

お問い合わせ 浦臼観光協会(事務局 産業課商工観光係) 電話: 68-2114

「熱中症」に注意しましょう～「熱中症警戒アラート」の活用を～

北海道では、7月下旬から8月上旬頃に暑さのピークを迎えます。このピークとともに注意しなければならないのが「熱中症」です。

「熱中症」への注意を呼びかけるために、気象庁と環境省は連携して「熱中症警戒アラート」を発表しています。北海道では令和3年度から発表し、テレビ、ラジオなどで皆さまにお知らせしています。

「熱中症警戒アラート」を発表するような日は、気温だけでなく、地面の温度も高くなります。アスファルト面では50℃以上になる場合もあると言われていて、ベビーカーを使った散歩の場合、地面に近い赤ちゃんへの影響が大きいことがありますので注意してください。

熱中症は、気温だけでなく湿度や風速も関係します。また、屋外だけでなく風通しの悪い工事現場、体育館、家庭の浴室など、汗のかきやすい環境の影響も大きく、要注意です。

その対策としては、暑さを避け、こまめな水分や塩分の補給が重要で、室内では換気、風通しをよくするほか、エアコンや扇風機を適切に使用して涼しい環境を作ってください。

昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策が必要ですが、マスクも状況に応じて着脱し、熱中症予防もこれまで以上に心がけるようにしましょう。



気象庁ウェブサイトにおける熱中症警戒アラートのページアドレス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#element=heat&contents=information>



お問い合わせ 札幌管区気象台防災調査課

電話: 011-611-6149

「第5回うらうす友だちマラニック」の開催中止

9月4日（日）に開催を予定しておりました「第5回うらうす友だちマラニック」は、昨年度に引き続き開催を中止することといたしました。イベントを楽しみにいただいた皆様には、ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

うらうす友だちマラニック実行委員会
実行委員長 中川清美

町税の納期のお知らせ

第2期納期限 8月31日（水）まで

町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）は、**6月10日発送の納付書**で、納期限までに納付してください。すでに口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落とします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず役場税務係までご相談ください。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳およびその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容を記入してください。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・北海道銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所
- ・浦臼町役場出納

【第3期以降の納期限】

- * 第3期納期限 10月31日（月）
- * 第4期納期限 12月26日（月）

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできません。

※令和4年4月より『北洋銀行』窓口による納付は手数料がかかります。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

議会だより

No.179(R4.8.3発行)

令和4年 第2回浦臼町議会定例会 一般質問

第2回定例会は6月15日に開催し、6議員から一般質問がありましたので、内容を要約し報告します。



親しまれる議会だよりを目指します。

鉄道用地のゆくえ



東藤議員

Q 質問

JR 廃線後、用地の利用についての説明会もなく、1㎡2000円の登記手数料がかかるという。廃線になって2年以上経過したが、今後、用地利用希望者がいなければ町が所有するのか。管理は町が行うのか。現在は草が多く、除草剤の散布などを考えているのか。撤去工事が始まるうとしているが、内容について説明をしてほしい。

A 町長答弁

鉄道用地については国土交通省と財務省から許可がおりた後、年内にJRから町に無償譲渡の予定である。希望する住民に譲渡を行う予定であり、鉄道用地に隣接する所有者に対して7月に説明会を開催し、皆さん

の意見を確認して方向性を決定する。また町に譲渡されるまでの用地管理はJRが行う予定で、必要がある場合は町が連絡調整を行う。橋梁等の鉄道施設の撤去は、JRの負担金により町が実施する。今年度は晩生内地区を中心に撤去を進め、3年から4年をめどに終わるよう考えている。

Q 再質問

鉄道用地に隣接する所有者が用地はいらないとなった場合、町が所有するのか。

A 総務課長答弁

用地については測量にも登記にも多額の費用がかかるため、譲渡価格が高くなると思う。7月中に隣接する方に話を伺い、対策を考えたい。譲渡を受けない用地については、町が所有し管理を行う。

《変更点》譲渡前の測量の費用は町が負担する。譲渡

価格は、町の固定資産評価額を使い算出。土地の現況により雑種地または山林の単価となる。

物価高騰対策



静山議員

Q 質問

新型コロナウイルス感染症の長期化、ウクライナ、ロシア紛争状況、新興国の需要拡大、円高などが影響し、すべてのものが値上げする事態となっている。

農業関連では、ホクレンが今月から化学肥料価格を主要11品目平均で、前年度に比べて78%値上げを決めた。

今後の農家経営への打撃ははかり知れない。国には激変緩和措置に乗り出してほしいが、町として、農業を守るための対策は。

また町がこれから進めようとしている事業について見直しが必要ではないか。

A 町長答弁

J.A.ピンネと近隣自治体

が協議を開始し、情報交換、共有に努めている。影響を受ける農家数や金額が大きいく、先行きが未知数であり、市町村レベルで対処できる問題ではないというのが一致した考えである。

可能な範囲で地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油高騰、物価高騰対応分を活用した支援策に取り組んでいく。国及び道に対しては確実で実効性のある強力な支援策を打ち出していただくよう要請活動を行っている。

現在の社会経済情勢は私たちの想像を超え、刻々と変化している。推進中の町事業は、規模や事業年度などを検討し、慎重に進めていく必要があると認識している。

児童の通学安全確保

Q 質問

通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、

災害、その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険性を軽減することや交通安全をはじめとする児童の通学中における安全の確保については基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会等について定めることにより児童通学安全区域における交通の規制、道路の整備、安全確保対策を推進し、児童が安全に通学することができる社会の実現を国は法制化し目指すとしている。

町としての進め方は。

A 教育長答弁

児童生徒の通学路における安全確保等については、浦臼町登下校安全安心連絡会を組織し、浦臼町登下校安全安心プログラムにより関係機関が連携して、児童生徒が安全・安心に登下校できるように通学路の安全確保を図っている。

また、必要に応じ通学路における合同点検を実施し、危険箇所の把握、改善をし

ていく。

現在、法制化されていないので、教育委員会としては引き続き浦臼町登下校安全安心プログラムに基づき適正に対応していくが、法制化された場合には運用の詳細が定められた後、国家公安委員会、国土交通省、文部科学省からそれぞれの各関係機関、都道府県並びに市町村の各所管に対して基本方針が示されることが見込まれる。十分連携を図りながら取り組んでいく。



折坂議員

中学校の部活動の地域移行について

Q 質問

浦臼町では、部活動の地域移行を今後どのように進めていくのか。

①現場の教員や子供たちの

意見を聞くことが必要では。②保護者の理解や協力も必要。説明会などの予定は。③参加をためらう生徒が出ないよう、保護者の負担を軽減する行政支援は。④新たな講師の確保策として近隣自治体と連携するなどの協議や国への要望などは。

A 教育長答弁

文部科学省では、学校の働き方改革を考慮して、部活動改革として、教職員の勤務を要しない日、休日の部活動を令和5年度以降、段階的に地域移行を図るものとしている。

部活動は、学校教育の一環として位置づけられた活動であり、体力や技能の向上に資するだけでなく、人間形成の機会にもなっている。

しかし、その活動は教職員の献身的な勤務によって支えられ、長時間勤務の要因になるなど多大な負担となっている。

そのような状況を踏まえ、

「一般質問」ってなに？

一般質問とは、議員が町の仕事について説明や報告を求めたり、質問をすることです。

浦臼町議会では、年に4回（3月、6月、9月、12月）一般質問を行っています。どんなことを質問するかは、町のHPや、チラシでお知らせをしているので、気になる質問があったら、ぜひ議会へ来てくださいね！（今はマスクも忘れずに！）

スポーツ庁に提出された運動部活動の地域移行に関する検討会提言は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保しつつ、持続可能な部活動改革として提言されたものである。

①、②現在のところ行っていない。今後、教員との意見交換や必要に応じ、保護者への適切な周知を行う。
③、④生徒数の減少が加速化する深刻な少子化の進行により、持続可能性の面で厳しさが増している中、本町が多様なスポーツ環境の整備や生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実を図ることは困難であると認識している。今後多様なニーズに継続的に対応していくためには、近隣自治体のスポーツ団体の加入が現実的で、送迎や月謝等の保護者負担が課題となることも想定されることから、課題を精査し、教育委員会での協議を行って、財政的な支援を含めた行政支援が必要な場合は町長部局との協議

を行う。近隣自治体との連携についても情報を収集する。

Q再質問

情報収集や関係者の意見聴取はもっと早目に始めるべき。スポーツや文化活動を通じて人間関係を学んだりすることから、心身の健全な育成のためにもどういう形が子供たちにとって一番望ましい方法なのか考えるのは大人がすべきことだ。浦臼町では指導者の確保（育成）やスポーツ団体の整備、保護者の経済的な負担や送迎の負担軽減の問題があると思うが。保護者にとっても初めて経験することなので、みんなで考えるというスタイルで話し合いをやってほしい。

A教育長再答弁

小さな町だからできないというのは残念。町内で指導者ライセンスを取得する支援というのは難しいが検討してみたい。団体スポーツに関しては、人数が必要で難しいが、中学校の部活

動ということだけに限ると3年間のことになってしまっているので、小学校の時から続けていけるようなスポーツというか社会教育事業としての考え方を入れた中で検討していきたい。



柴田議員

空き地、空き家バンクの現況と今後の構想について

Q質問

①空き地、空き家バンクの現況は。

②破損した家屋や危険性を持った家屋を調査、把握しているのか。

③その所有者をすべて把握しているのか。

④今後町として対策するべき構想について。

A町長答弁

①平成28年度に制度化して、登録のあった3件すべて売買が成立している。今後、広報やホームページにおいて、制度の周知に努めたい。

②定期的に職員による巡視、地元住民からの情報提供により、12軒確認している。

③12軒の所有者についてはすべて把握していて、「浦臼町空き家等の適正管理に関する条例」第6条の規定により、文書及び電話で適正な管理に努めてもらうよう要請している。

④所有者に対し、指導及び勧告等、必要な措置を講じているが、所有者の管理責任が大前提となり、町民と地域の安全、生活環境の保全に努めていきたい。

①平成28年度に制度化して、登録のあった3件すべて売買が成立している。今後、広報やホームページにおいて、制度の周知に努めたい。
②定期的に職員による巡視、地元住民からの情報提供により、12軒確認している。
③12軒の所有者についてはすべて把握していて、「浦臼町空き家等の適正管理に関する条例」第6条の規定により、文書及び電話で適正な管理に努めてもらうよう要請している。
④所有者に対し、指導及び勧告等、必要な措置を講じているが、所有者の管理責任が大前提となり、町民と地域の安全、生活環境の保全に努めていきたい。

公園整備の現況と今後の構想について

Q質問

①旧晩生内小学校跡地を利用しているパークゴルフ場は借地管理となっていて、ミニパークゴルフ場公園と

して町の所有、運営管理下にすべきでは。

②いこいの森公園の管理で、樹勢が弱っているという指摘があるが、今後の管理計画は。

晩生内では、地区のその年の出生をお祝いして桜の記念植樹を行っている。町の子育て応援事業の一つとして、桜の出生記念植樹を提言したい。

③旧JR浦臼駅前開発の中で、プラットホームを残す計画の目的は何か。必要ないのではという声が多いが。
④鶴沼公園の日本庭園は、リフォームの計画はないのか。併設するトイレはバリアフリー化の併設整備をするべきでは。
⑤鶴沼公園内の施設を含め、一体化した管理運営を目指す将来に向けた構想があるかと伺っているが、町長の考えは。

A町長答弁

①当面は現状の管理形態を継続するが、法人と締結している賃貸借契約が令和5

年度末で満了となるので、改めて土地の取り扱いについて法人と協議を進め、通路及び旧グラウンド部分を町の管理に戻す方向で検討していく。

②いこいの森公園の管理は、当初、造園業者に業務委託をしていた。現在は鶴沼公園委託業者が春の枝拾いと、年3〜4回程度草刈りを実施している。当面は、現状維持しながら、産業観光推進ブランドデザインの計画全体の中で計画をしていきたい。

出生記念植樹については提言を参考に、生育環境や管理、鑑賞の容易さなどを考慮し、植樹場所を浦臼駅周辺のエリアも候補として検討したい。

③旧JR浦臼駅跡地については、解説プレートの設置や駅名板を現状のまま残し、JR札沼線の鉄道遺産を目で見て触れることのできる形で後世に残すことを目的とするものである。

④、⑤産業観光推進プラン

ドデザインは、道の駅、温泉施設及び鶴沼公園施設を一体的に整備する計画であり、日本庭園及びトイレの配置を含めた公園整備についても、公園エリアの基本設計時に再整備の方針を決定したい。

管理運営については、現在は企業体に管理をお願いしているが、施設と一体的な公園管理キャンプ場の管理を一つの業者の方にお任せできるような形になればと考えている。



牧島議員

1%の農民が37%以上の自給率向上のために

Q 質問

ホフレンは肥料の78%の値上げと大きく報道された。記事では、比較できる19

80年以降最大の値上げ幅と言われている。本町農業の一層の確立のため、国への支援要請をされたい。

A 町長答弁

農林水産省は科学肥料の値上げを受けて、農家支援対策に入り、燃料などの高騰分を補てんする現行の枠組みに肥料を追加する案や補助金を支給する案を軸に検討するとしている。食料生産、食料安保という国の根幹部分を揺るがす極めて深刻な問題と受けとめている。他自治体や関係機関と共同して、強力で持続的な支援策を打ち出すよう強く要請する。

Q 再質問

水田活用の直接支払交付金の制度が、今後5年間で水張りをしないところは水田に認めないなどという国の考え方に大変苦慮している。本町は山間地帯での生産、転作も含め、生産に寄与していること、農業王国として食料自給率200%の北海道の生産現場が

であると伝えてほしい。

A 町長再答弁

どこまで個々の町の事情をくみ取るかわからないが、要請する。

執行方針での見守り体制の充実とはどうされるのか

Q 質問

見守り体制の充実とはどのように進めるのか。介護保険事業計画で、町は当面単独チームでの事業推進とあるこの意味は何か。

A 町長答弁

空知中部広域連合構成全市町でチーム設立を目指したものの難航したことから、町独自で精神科医をサポート医として確保し、平成29年1月、連合に先立って、単独で設置するに至った。住民全体を支援する形で稼働できること、社会資源や地域特性を熟知している医師とスピーディーに展開できること、地域づくりを視野に入れた施策の展開

ができることなどがある。

執行方針での見守り体制の充実については、町地域包括支援センターでサービスを利用していないひとり暮らしや高齢者のみの世帯への訪問を継続実施し、状況の確認を行うほか、地域の困りごとや不足しているサービスなどについて、点検訪問や保健福祉事業、高齢者見守りネットワーク事業からの情報も含め、生活支援コーディネーターと協力連携しながら、高齢者のニーズに即した施策の検討を中長期的な視点で進める。

小中学校での補助教材費の保護者負担の軽減を求める

Q 質問

小中学校では、補助教材費、テスト、ドリル、図工教材、理数教材等として年間数千円からの負担がある。本町ではいくらか。また子供の貧困対策という観点で購入費用の補助を。

令和4年度1人あたり年間教材費

| 学年 | 小学校 | | 学年 | 中学校 | |
|----|----------|--------|----|----------|--------|
| | 1人あたりの金額 | 補助額 | | 1人あたりの金額 | 補助額 |
| 1年 | 6,840円 | 2,040円 | 1年 | 6,449円 | 1,750円 |
| 2年 | 5,240円 | 2,040円 | 2年 | 9,610円 | 1,750円 |
| 3年 | 7,260円 | 3,360円 | 3年 | 9,185円 | 1,750円 |
| 4年 | 7,660円 | 4,380円 | | | |
| 5年 | 8,380円 | 4,380円 | | | |
| 6年 | 10,550円 | 4,920円 | | | |

※補助は主要5教科のテスト1人あたりの金額

A 教育長答弁

令和4年度小中学校の一人当たりの年間教材費は表のとおり。

小学校ではおよそ40%の補助、中学校ではおよそ20%の補助を行い負担軽減を図っている。令和3年度からGIGAスクール構想により、電子ドリルアプリケーションの導入などを促進している。今後は紙ドリルの削減を図るなど教材費の圧縮に努める。



野崎議員

Q 質問

4月に議会と商工事業者との懇話会を開き、若い事業者が今後5年、10年先の町を憂いているのでお聞きする。

一次産業の農家戸数減による住民減少が進み、町の将来に不安が強い。町長は昨年、にんにく部会に対し、産品奨励として種子購入資金を助成した。素早く対応した事は評価する。更に新規就農者の力を借り、農産物のすそ野拡大のため、園芸、畜産などに施策を広げ農家戸数の拡大に努めていきたい。

A 町長答弁

後継者育成することは大変厳しい。人口の維持を図ることが商工業にとつては最大の助成である。我が町でこれ以上の人口減少は許されないの思いだが、町長にはどのような対応策があるのか。

本町は人口減少が続く、地域住民を主な顧客とする商工事業者には、経営を継続、また投資する上で最大の不安要素であり、懇話会で率直な意見が多数出たと思う。小規模な自治体にとって定住対策は厳しい状況である。

農業者の所得向上と持続可能な農業推進のため高収益作物の支援事業を4月から開始した。にんにくについては昨年から作付けが9件増え、今後の産地化に本町独自の新規就農者の営農モデル作成や指導者の育成支援制度の整備など受け入れを整えたい。農業分野の支援策が目指すのは地域の就業機会の提供で確実に定

Q 再質問

住できるよう取り組みたい。さらに空き家利用など支援策や情報提供、誘致について検討する。今後産業観光推進ブランドデザイン関連事業にも一定の雇用を見込んでいきたい。

この問題は以前から議員各位要請している。手を打てなかった行政は今、本当に、知恵を出して欲しい。近隣の町では3年連続で社会減少を抑えても移住定住促進、交流人口の増加など貪欲な動きを見せている。耕地面積の狭い浦臼で水稻農地の大型化で町の人口を維持する事はできないので常に農家戸数の減少を補っていくシステムを構築し、町に託された自治権を活用する事が必要ではないか。成功事例として、畜産で他町に移住した家族がいる。浦臼で成功の自信をつけて、他町に移住した。小さくても農家戸数をふやす事は必要で、できると思っている。今が将来に向けて

の試金石になるとの思いで、町長には頑張ってください。

議会の活動状況がインターネットでもわかります

定例会・臨時会の議決結果、一般質問通告、会議録を公開しています。

浦臼町議会

←浦臼町議会で検索してください。

審議された事件と結果

条例等の審議と結果

- ◆浦臼町税条例等の一部を改正する条例について
―可決―
- ◆北海道市町村総合事務組合規約の変更について
―可決―
- ◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
―可決―
- ◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に
ついて ―可決―

報告事項

- ◆繰越明許費繰越計算所の報告について
- ◆翌年度繰越事業と繰越額
 - 社会保障・税番号システム整備事業 320万円
 - 住民税非課税世帯等給付事業 200万円
 - 社会資本整備総合交付金事業 2億7,940万円
 - 学校保健特別対策事業 220万円
 - 石狩川流域下水道事業 62万4,000円
- ◆浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について
令和3年度事業及び決算、令和4年度事業計画及び事業予算について報告されました。

請願書・意見書

「請願書」

○食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の請願書(請願受付第2号)

―採択―

・請願者 浦臼町農民協議会 委員長 柴田 勉

・紹介議員 静川 広巳
「意見書」

原案のとおり可決し、関係各官庁に提出しました。
○食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書

〔提出先〕内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

○森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

〔提出先〕内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長

◎令和4年度予算の補正されたもの（第2回定例会）

| 会計名 (補正番号) | 補正後の予算額 (補正額) | 補正された主なもの |
|----------------------|-------------------------------|---|
| 一般会計 (第1号) | 36億3755万9000円 (3755万9000円) | 住民税非課税世帯等給付金 400万円 保育士等処遇改善賃金助成金 124万9000円 営農対策協議会活動事業補助金 46万円 水利施設電気料 1100万円 町内消費活性化事業補助金 900万円 郷土史料館空調設備設置工事 251万9000円 |
| 後期高齢者医療特別会計 (第1号) | 4760万5000円 (50万5000円) | 給料 31万4000円 職員共済組合等負担金 13万5000円 |

町政はあなたのために。

議会を傍聴してみませんか？

- 町議会の定例会は年4回（3月、6月、9月、12月）開きます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。
- 難しい手続き不要！傍聴人受付票に記入するだけです。
また役場1F・2F大型モニターで傍聴することもできます。

令和4年第2回定例会は4名の傍聴がありました。

☆ありがとうございました☆



条例等の審議と結果

- ◆ 専決処分した事件の承認について〔浦臼町税条例の一部を改正する条例〕 ―承認―
- ◆ 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について ―可決―
- ◆ 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ―可決―
- ◆ 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について ―可決―

財産の取得について

- ◆ 除雪トラック（10t級ダンブ型）1台
 - ・ 契約方法 指名競争入札
 - ・ 契約金額 5,141万円
 - （うち消費税額 465万5,000円）
 - ・ 契約の相手方 UDトラックス北海道株式会社

寄付行為について

議会議員は、選挙区内で金銭や品物を送ることは特定の場合を除いて法律で禁止されています。

また、有権者が求めてもいけません。ご理解とご協力をお願いいたします。

〇水田活用の見直しにおける町の状況

農林水産省は令和4年度より水田活用の直接支払交付金について、大幅な見直しを行うとした。その内容は、畦畔や水路がないため水張りができない水田に対して、交付金の対象外とすることとした。

今までの内容と比較した場合の拡充及び見直しについては、

- ① 飼料用米等の支援内容の見直し。
 - ② 地力増進作物への支援を創設。
 - ③ 交付対象水田の現行ルールの再徹底。
 - ④ 多年生作物（牧草）に対する支援内容の変更。
 - ⑤ 高収益作物畑地化支援として単価の見直し。
 - ⑥ 産地交付金の運用ルールで取り組みの定着度に応じた単価や支援年限の設定となつている。
- 作付け実態に対する影響は大きいと考えられ、各自

〈調査日4月4日〉

治体地域農業再生協議会において、将来の作付けに向けた方向性を示すことが求められる。

また、農業における経済への打撃を最小とするためにも、充実した内容の検討を求めるものである。

本町において、現行と今後の面積調査を行う必要がある。農業者への早めの情報提供と対応策を示す必要がある。

WCSに取り組みにあたって、本町での現状を調査することで、需要と供給のバランスがどのようになっているのか、有利販売への情報提供が必要である。

水田の水張りを含め、5年後への意向について詳細に調査するとともに、一時的に取り外している畦畔の取扱いについて意向調査を早急に実施することを求める。

各実施内容に対する本町の影響面積についての議会への情報開示を求める。

◎議会運営委員会

6月8日
・ 第2回定例会の運営について

◎全員協議会

5月13日
・ 浦臼町税条例の一部を改正する条例について
・ 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

・ 浦臼町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

・ 多世代交流施設等の建設について
6月15日
・ 第2回定例会の運営について

・ 浦臼町一般会計補正予算について
・ 浦臼町税条例の一部改正について

・ 町立診療所建替事業について

◎議会広報特別委員会

7月12日
・ 議会だより第179号編集

ふねあらいとゲートボール

今回は、「中央地区ゲートボール会」会長の林義輝さんにお話を聞きました。



①林さんは現在何歳ですか。
 歳を取るの早いもので、昭和5年生まれ92歳になります。

②会の発足はいつ頃からですか。
 以前はみどり学園のゲートボール会もありました。学園の会が解散してからです。

現在の中央地区のゲートボールの会ができて約20年になります。

③現在の会員数は何名ですか。
 今は10名で水曜、土曜の週2回活動しています。

④会の活動の中でどのような時が楽しいと感じますか。
 メンバーの顔を見て一服でおやつを食べながら世間話を楽しみますね。

またメンバーは、楽しいし体にも良いと喜んでおります。

⑤どのようなことが大変ですか。
 会員の送迎が大変です。私も免許の返納をしたいが、遠くの方の送迎ができなくなるのでなかなか難しい。また、ゲートボールのルールを覚えるのに何年もかかり苦労します。

⑥今後の課題はありますか。
 若い人の入会が課題ですね。会を若返らせたいです。

⑦町への要望はありますか。
 教育委員会にはお世話になっていますが、コース付近の除草剤の散布をお願いしたいです。

何本かクラブの貸し出しもして頂けたら有難いです。

⑧いつもご夫婦でゲートボールを楽しまれています。元気の秘訣は。
 奥さんと楽しく話をしながら晩酌を楽しんでいます。それが元気の元でしょうか。



本日はありがとうございました。いつまでも楽しくお元気でゲートボールを楽しんで頂きたいです。ご協力ありがとうございました！



新型コロナウイルス感染症は、一時おさまっていたが、最近では、急速に感染が拡大している。以前より症状は軽くなっていると言われていたが、新たな変異株も出現している。これらも感染対策の徹底を。

ロシアによるウクライナへの武力侵攻は、民間人への攻撃など非人道的な配慮のない攻撃が未だ続いている。一刻も早い侵攻の終結と、争いのない世界を願うものである。

最近の北海道は、急激に気温が上昇している。猛暑も予想され、皆さまには、水分を十分に摂取し、暑さを避ける工夫を。熱中症に気を付けてお過ごしください。

編集後記

(野崎)

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 野崎 敬恭 |
| 副委員長 | 折坂 美鈴 |
| 委員 | 東藤 晃義 |
| 委員 | 高田 英利 |

～ 65歳以上の皆さんへ ～

8月中旬に「令和4年度介護保険料決定のお知らせ」を送付いたします

介護保険制度は、国、道および広域連合（市町）が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで介護保険事業計画を策定し、決定しています。

介護保険料基準額：年額62,400円（月額5,200円）

| 段 階 | 対 象 者 | 算定基準 | 年間保険料額 |
|-------|---|---------|----------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、または前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額×0.3 | 18,720円 |
| 第2段階 | ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円以下の方 | 基準額×0.5 | 31,200円 |
| 第3段階 | ・世帯全員が住民税非課税の方(第1、2段階以外の方) | 基準額×0.7 | 43,680円 |
| 第4段階 | ・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方 | 基準額×0.9 | 56,160円 |
| 第5段階 | ・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方(第4段階以外の方) | 基準額 | 62,400円 |
| 第6段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 基準額×1.2 | 74,880円 |
| 第7段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.3 | 81,120円 |
| 第8段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.5 | 93,600円 |
| 第9段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方 | 基準額×1.7 | 106,080円 |
| 第10段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方 | 基準額×1.8 | 112,320円 |

◎所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人および世帯員の市町村民税の課税状況と所得等を基に介護保険料を算定しています。所得が未申告ですと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は、お住まいの市町村民税担当窓口で所得の申告をお願いします。

◎介護保険料が未納だと・・・

介護保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて、介護サービスを利用しようとするときに給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。

お問い合わせ 空知中部広域連合事務局介護保険係 電話：66-2152

お盆期間中のスケジュールについて

お盆期間中（8/12～8/16）における、下記施設のスケジュールは表のとおりです。

| 施設名 | 12日(金) | 13日(土) | 14日(日) | 15日(月) | 16日(火) |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 町立診療所（電話：68-2101） | 診療日 | 休み | 休み | お盆休み | お盆休み |
| 歯科診療所（電話：68-2207） | 休み | 休み | 休み | 診療日 | 休み |
| 最終処分場（電話：68-2121） | 休み | 休み | 受入可能 | 受入可能 | 受入可能 |

国土利用計画法の届出

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要となります。

届出の対象となる面積

- ・都市計画区域外 10,000㎡以上（取得した面積の合計）

※浦臼町は全域「都市計画区域外」に該当するため、10,000㎡以上の土地面積の取得を行った場合、届出の対象となります。

届出者

- ・土地の権利取得者（買主等）

届出期限

- ・契約締結日を含めて2週間以内

提出書類（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした5,000分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面
- ・委任状（代理人が届出する場合）

罰則

- ・届出が必要な場合で、届出をしなかったときは、6ヵ月以内の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。届出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

届出・お問い合わせ

総務課企画係 電話：68-2111

※提出様式や制度の詳細についてはホームページに掲載しておりますので、下記URLまたはQRコードよりご覧になれます。

<https://www.town.urausu.hokkaido.jp/gyousei/kakuka/kikakutoukei/kokudoriyou.html>



浦臼町「集い・語らい出張トーク」

町長自らが現場に赴き、地域の方々と意見交換を行うことで、情報共有による協働のまちづくりの推進および町政に対する理解を深めることを目的に実施しています。

対象者

- ・町内に住所を有する者、町内で働きまたは学ぶ者で構成する5名以上の団体・グループ
(注) 同一団体・グループによる申込みは年1回とします。

テーマ

- ・町の課題に対する意見交換
- ・その他の町政に関する説明および意見交換など



開催についての注意点

- ・開催する会場の用意ならびに費用負担につきましては、申請者にてお願いします。
- ・開催時間は午前9時から午後9時までの間とし、1回あたり2時間以内とします。

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、お断りすることがあります。

- ・公序良俗を阻害するおそれのあるもの
- ・政治、宗教または営利を目的とした催しを行うおそれがあるとき。
- ・天災その他の事由により日程調整が困難なとき。
- ・申込み内容に虚偽があったとき。
- ・その他本目的に反すると認められるもの。

申込みについて

- ・申込みをする場合は、開催時期の10日前までに浦臼町「集い・語らい出張トーク」申込書を総務課企画係へ提出してください。
- ・申込み後、内容に変更が生じたときは、直ちにその旨連絡ください。
- ・申込書は役場ホームページに掲載しておりますので、下記URLまたはQRコードからダウンロードできます。

<https://www.town.urausu.hokkaido.jp/gyousei/kakuka/mayor/chochotalk.html>



お問い合わせ

総務課企画係 電話：68-2111 FAX：68-2285

専門家に相談してみませんか？ 無料法律相談会

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による
無料法律相談が下記の日程で開催されます。

日時 8月10日(水) 10時～12時

場所 浦臼町商工会館

相談内容 相続、遺言、登記(法人・不動産)、債務整理、
民事裁判、成年後見等

詳細は浦臼町商工会 電話：67-3331

広報7月号訂正記事

広報うらうす7月号4ページ「うらうす建物紹介①」の文中、「大正十二年の大火」とあるのは「大正十五年の大火」の誤りでしたので、訂正いたします。

国民年金保険料の納付が困難なときは

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ所得基準額以下であるときや、失業や災害などの特別な事情があり、保険料を納めることが難しい場合、申請して承認されると保険料が全額免除または一部納付（免除）となる制度です。

●保険料免除・納付猶予の承認基準、承認された場合の納付額●

| | 所得基準額 (前年度所得) | 保険料額 (月額) | 年金額への反映割合 |
|--------------------|--------------------------|--------------|------------------------|
| 全額免除 | (扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円 | 納付なし | 1/2 (H21.3月分までは1/3) |
| 4分の1納付 (4分の3免除) | 88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 4,150円 | 5/8 (H21.3月分までは1/2) |
| 半額納付 (半額免除) | 128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 8,300円 | 6/8 (H21.3月分までは2/3) |
| 4分の3納付 (4分の1免除) | 168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 | 12,440円 | 7/8 (H21.3月分までは5/6) |

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もあります。

納付猶予制度（50歳未満の方）

50歳未満の方で、本人、配偶者（世帯主の所得審査はありません）の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。

学生納付特例制度（学生の方）

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等の学校に在学する方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。

（所得の審査は本人のみです）

※各種学校については学校教育法に規定される学校（修業年数が1年以上である課程）が対象です。

※国内に所在する海外大学（日本分校）であって文部科学大臣が指定した課程に在籍する学生も対象です。

申請手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ②学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し
- ③失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給資格証」、「離職票」等

申請・お問い合わせ 砂川年金事務所 電話：52-2144

住民課住民係 電話：68-2112

砂川地区広域消防組合消防職員募集（令和5年度採用）

- ・勤務地 砂川地区広域消防組合管内
- ・受験資格 ①～③の全てを満たす方
 - ①採用後、砂川地区広域消防組合管内の指定される市町に居住可能な方
 - ②普通自動車免許(AT限定不可)を取得されている方または取得見込みの方
 - ③次のいずれかに該当する方
 - ・令和5年3月に高校または大学を卒業見込みの方
 - ・救急救命士の資格を有している方（令和5年4月までに資格取得見込み含む）
- ・登録人員 若干名
- ・試験日 令和4年9月18日（日）
※新型コロナウイルスの感染状況により試験日程や方法などを変更する可能性があります。
- ・採用日 令和5年4月1日
- ・申込 令和4年8月1日（月）～26日（金）までに下記へ（必着）
- ・願書提出先・お問い合わせ
〒073-0152
砂川市東2条北7丁目1番5号
砂川地区広域消防組合総務課職員係 電話：54-2196
※募集要項、申込書は砂川地区広域消防組合のホームページからダウンロードしてください。
https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/shisei/bousai_bouka/shoubou/2022-0705-1853-70.html



防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、浦臼町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

- （1）訓練実施日時 令和4年8月10日（水）午前11時00分ころ
- （2）訓練で行う放送試験

| 情報伝達手段 | 放送内容 |
|--------|--|
| 防災行政無線 | 町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 +「これは、Jアラートのテストです。」×3 +下りチャイム音 |



（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

お問い合わせ 総務課交通防災係

電話：68-2111

児童扶養手当の受給者は現況届の手続きを忘れずに！

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために現況届を提出しなければなりません。

現況届は引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。

提出がないと11月分以降の手当が受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

○必要なもの～手当証書・印鑑

その他必要に応じて提出していただく場合があります。

なお、現在手当を受給されている方には、役場から通知文等を送付いたします。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

特別児童扶養手当の受給者は所得状況届の手続きを忘れずに！

特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために所得状況届を提出しなければなりません。

所得状況届は引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。

提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

○必要なもの～手当証書・印鑑

その他必要に応じて提出していただく場合があります。

なお、現在手当を受給されている方には、役場から通知文等を送付いたします。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により、予約制での開催といたしますので事前にお申し込みをお願いします。マスク着用のうえ、ぜひお越しください！

日時：8月20日（土）11:30～13:30

※11:30から30分ごとの時間予約制です。

メニュー：しょうが焼き定食

テイクアウトも出来ます（予約個数限定）。

料金：大人200円 18歳以下無料

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

申込先：電話090-2811-8196

代表 鎌田真美



※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。

新型コロナワクチン接種のお知らせ

① 4回目接種について

新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、ワクチン接種が実施されています。
 今回の接種の対象となる方は、下記に該当する方です。

3回目の接種日から5か月以上経過している以下の方で

| | |
|-----------|--|
| 60歳以上の方 | 対象となる方へは、7月上旬より順次接種のお知らせを郵送しています。 必ず封を開け、指定されている接種日を確認してください。 |
| 18歳～59歳の方 | ①基礎疾患を有する方（※） ②その他重症化リスクが高いと医師が認めた方 （重症化リスクについては、かかりつけの医師にご相談ください） ③医療従事者等および高齢者施設等の従事者の方 |



- ・1～3回目接種時の予診票に、基礎疾患に該当する病気や状態の記載がある方
- ・対象者に該当するが、接種券が届かない方

※基礎疾患の範囲については、右記のQRコードより確認できます。



→ 8月9日以降「接種券」と「お知らせ」を郵送します。

→ 接種券の発行が必要です。保健センターへご連絡ください。

接種を希望される方は、接種券が届いたあとに、下記の日時での予約をお願いします。

《接種日時》 接種するワクチンは『モデルナ』です

| | 接種日 | 受付時間 |
|---|----------|-------|
| 1 | 9/1 (木) | ① ～ ⑧ |
| 2 | 9/7 (水) | ⑤ ～ ⑦ |
| 3 | 9/21 (水) | ⑤ ～ ⑦ |
| 4 | 9/28 (水) | ⑤ ～ ⑦ |

| 受付時間 | | | |
|------|-------|---|-------|
| ① | 9:30 | ⑤ | 14:00 |
| ② | 10:00 | ⑥ | 14:30 |
| ③ | 10:30 | ⑦ | 15:00 |
| ④ | 11:00 | ⑧ | 15:30 |

*ファイザー社のワクチンを希望する方は、下記の日時での予約が可能です。

| | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 9/6 (火) | ⑤ ～ ⑧ |
| 2 | 9/8 (木) | ① ～ ④ |

希望者数により、日程や受付時間が追加になる場合があります。また、ワクチンには限りがあるため希望される方はお早めにご連絡ください。

～予約方法～ **予約開始は 8月12日(金) からです**

- ①電話：69-2100 *8時30分～17時15分(土日祝日を除く平日のみ)
 - ②FAX：68-2289
 - ③メール：vaccine4@town.urausu.lg.jp
- 接種者氏名(フリガナ)/生年月日/連絡のつく電話番号/接種希望日時(第1～2希望まで)/該当する基礎疾患名か番号を記載(上記QRコードもしくはホームページを参照)ください。

*予約状況により必ずしも希望日時にならないこともありますので、FAXやメールで予約された方へは、折り返し日時確定の連絡をさせていただきます。

② 1～3回目接種について

※2回目接種から5か月経過された方へは3回目の接種券を送付します。また、すでに1～3回目の接種券をお持ちで接種を希望される方についても、予約をお願いします。

※5～11歳の方を対象とした「小児のコロナワクチン」の予約も受付しています。詳細については、郵送している案内文またはホームページをご覧ください。

お問い合わせ：福祉課保健指導係(保健センター) 電話：69-2100



今月の

粗大ごみ収集日

は 8月16日(火)

です。

8月9日(火)までに申し込みをされた方の戸別(訪問)収集日です。

※9月の収集日は9月20日(火)です。申込み切日は9月13日(火)です。

短歌

浦臼短歌会

暑さゆえ手入届かず薔薇達に
「ごめんさい」と謝りし日々

井川 恵美子

お茶会を終えて一同 投票所
平和を願う清き一票

井下 隼子

お披露目とじいとばあとが抱くひ孫
あやせばニコツと笑って見せる

藤岡 恭萬

中庭に小鳥が一羽餌を求め
黄色き足で芝生あちこち

本間 マキ子

浦臼に自然が生みし珍百景
廃線あと地の浮世絵美人

森 一喜

庭木など手入れし夫の側にて
盆栽剪定らしきする吾

森 小夜子



お知らせします!

最終処分場放流水水質検査結果(6月分)



| 項目 | 水素イオン濃度 (pH) | 浮遊物質 (SS) | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 化学的酸素要求量 (COD-Mn) | 全窒素 (T-N) |
|---------|--------------|-----------|------------------|-------------------|-----------|
| 採取日 | | | | | |
| 6月8日(水) | 7.4 | 2 | 0.5未満 | 3.1 | 1.2 |
| 基準値 | 5.8~8.6 | 10以下 | 20以下 | 90以下 | 120以下 |

自動車運転免許更新時講習会

優良運転手のみが受講できる講習会で、ご自宅に「運転免許証更新連絡書」が届きますので、滝川警察署砂川警察庁舎等で更新の手続き(申請等)を済ませ、「優良講習」対象者に該当するかどうか確認の上、受講してください。

更新手続きは、誕生日の前後合わせて2ヶ月間の間に行ってください。

とき 8月18日(木)・午後6時から
ところ 奈井江町文化ホール(JR奈井江駅前)

おくやみ申し上げます

大石 みち子さん 83歳 6月16日 浦臼第8
尾崎 政夫さん 72歳 7月4日 鶴沼第1

ご厚志ありがとうございます 社会福祉協議会へ

故人の生前のお礼として
松田 由美子さん 浦臼第7
(故 大石 みち子さん) 3万円

ひとのうごき

男 800人 (-2人)
女 869人 (0人)
計 1,669人 (-2人)
世帯数 805戸 (-1戸)

()内は前月との比 ■6月末現在



はい!こちら119番



| その他の出動 | 救助出動 | 救急出動 | 警戒 | 火災出動 | 区分 | |
|-----------|-----------|-------------|-----------|----------|--------------------|-----|
| | | | | | 期間 | 累計 |
| 0 (0) | 1 (1) | 6 (28) | 1 (1) | 0 (0) | 6月1日 ↓ 6月30日 | 6月分 |
| 3 (15) | 5 (13) | 30 (176) | 3 (12) | 1 (2) | 1月1日 ↓ 6月30日 | 累計 |

浦臼町内の出動状況()内は奈井江・浦臼支署全出動状況

編集後記

今年も暑い夏がやってきました。毎日汗をかいているはずなのにいっこうにやせない伏見です。

さて、先日役場野球チームの試合がありました。そこで、最後の夏を迎える高校3年生の気持ちで(体は実年齢の35才)2試合フル出場した私。いつまでも自分が若いと思っていたらいけませんね。試合3日後にこの原稿を書いています、筋肉痛がひどいです。

今これを読んでくれている10代、20代のみなさん、自分にはこんなことは起きないと思っているでしょう。それは違います。あなたにもいつかその日はやってきます。

暑い日が続きますが体調に気をつけて、みなさん元気にお過ごしください。(伏見)

広報

うらうす

2022.8 No.695

発行・編集/北海道浦臼町役場 総務課企画係

〒061-0692 北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15
TEL 0125-68-2111(代) FAX 0125-68-2285
ホームページ <https://www.town.urausu.hokkaido.jp>



HP

印刷/榎テラックス